

設問1

第1. 提起する訴訟は B村村長が A寺への助成の執行を行なった7500万円の不当な執行の返還請求をすることと B村村長に対して求める (地方自治法 242条の2 第1項 4号)。

第2. B村村長による A寺への助成の執行は、憲法 (以下略) 20条1項 後段、同条3項、89条前段に基く政教分離原則に違反しているか。

1. A寺は 89条前段の「宗教上の組織若しくは団体」に該当するか。

(1) 「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織若しくは団体を指すと解する。

(2) A寺は C条の末寺で、初詣、節分、薄仏会(花祭り)等や本堂では、礼拝供養をいって宗教儀式を行い、観音菩薩像を祀りてこの「宗教上の組織」「宗教団体」に該当する。

2. 政教分離原則の趣旨は、国家と宗教との分離を、国家として限り非宗教的な存在として間接的に信教自由(20条1項 前段)を保護しようとするものである。

(1) 政教分離原則の趣旨は、信教の自由の保護と歴史的反省を主とする。このため、戦前神道と国教とし、国家神、軍国神の精神的支柱として利用してきたという苦い歴史がある。

(2) しかし、政教分離原則は国家と宗教との完全な分離を原則としていたのではない。

(3) したがって、現実問題として、国家と宗教との完全な分離は難しく、

第
問

① 1
② 1
③ 2
④ 2
⑤ 3
⑥ 4
⑦ 3
⑧ 15

空知下の果地鎮等の様子

（第 問）

1 廠格の類を定めると解することになり、たゞ、廠格の類
2 が不可解であり、不都合を起す場合がある。この、例外的に
3 同様の、泉穀とのかわり合いが許されると解するべきである。

3. 本問では、例外的に、B村とA寺のかわり合いが許される。

4
5 (1) ~~寺の寺地~~ A寺の寺地は「宗旨・宗派は問わぬ」とする
6 れども、(宗の興亡方式で埋葬又は埋葬を待つ場合に)利用
7 できる、そのA寺の寺地は、木立、物置小屋、各区分にある水場
8 の牛桶やムシ、使えぬ、卒塔婆等が焼失しているけれども
9 寺地の^墓石が主なるものであり、寺地整備の金額としては高額と
10 ありと見られる。仮に土地全体の寺地の部分であるならば、興亡
11 方式不要の墓地区として整備しなおせば、(宗に問わず、宗旨・
12 宗派を問わぬ)寺地にできる。

13 A寺の本堂は、一般的に寺院の建築様式で建てられ、観音菩薩
14 像が祀られている。火事により観音菩薩像は焼失しており、再建は
15 ない。以前同様祀られていた想定される。その本堂においては、植
16 木である村民の相違点のあり。これは宗教活動の一方の入信
17 加入活動と見えてくる。村民の交流の場としてあると
18 りに思われるけれども、村立小学校の敷地の隣に村民の交流で
19 くる利用の施設を併設することで代用できる。

20 とい、住職の住居である庫裏は、製材工場や関連会社の建物
21 同様、地味にその社会的地位を占めていると考えられるけれども
22 神宮のみに助成するのは公平性に欠ける。

23 A寺が公費の施設を有しているというのであれば、平時から火災保険

（第 問）

に加入し、監督に於ける地位を可及下あた、以上の考察を以て
るに、宗教的儀礼の範囲をはるかに超えて行われるべきことである。

（2）次に A 寺への B 村の宗教活動の助成は、例外的にしか
なりが許される場合には許される。

（3）次に B 村の A 寺への助成は、政教分離原則に反する。
理由

1. 被告側は、判例は、政教分離原則は、現実、国家と宗教との
宗教との完全な分離を実現すること、実際と不可能に近いものとして
いると認める。そのため、国家は実際上宗教とある程度の関わりを
を有する得ない、この反論が想定される。

確かに、完全な分離は、かえって様々な不都合を生じ得ることに
て、政教分離に一定の限界があることを認める。しかし、その限界が
宗教的活動として行われる」と規定して、国家と宗教の関わり
合いと原則とは禁止しているにもかかわらず、判例は、相当と認め
る程度を超え、関わり合いのみを例外的に禁止するものといえる。
原則と例外を区別してはいる。

判例は、20 年 3 月に判例として「宗教的活動」の意味について、

判例は、すべての宗教の関わり合いをもつ行為をいふ。多岐行為の目的が
宗教的意義をもち、その結果が宗教に及ぼす影響、促進又は
促進、干渉等による行為に限定している。

とある。判例の新解釈組み立てにより、宗教的活動に
宗教性や世俗性が混在する場合であり、本問のように、宗教
の組織・団体に対して助成する行為の助成が認められる場合には、この

憲法第 20 条に基き、宗教の自由を保障するものとして、

（第 問）

- 1 新設資料は適切であるため、反論に必要はない。
- 2 次に破綻から A 号は、原告・被告を越えて村民に授けられ、
3 村民の心のよりどころであり、村の変遷の場ともなり、^{村にたいし}村民にとり
4 必要不可欠ないかなるものも存在したから、国家と被告とのかわり
5 合いを正当化する余地があるとの反論が想定される。
- 6 (1) 確かに A 号は江戸時代、花屋を営んでいた下一番の長男により創
7 建された村民の変遷の場である。A 号は B 村の唯一の寺であり
8 B 村の全世帯約 200 世帯のうち約 200 世帯が A 号の檀越である
9 ので、創建者の功徳は、経済的合理性があるとも思える。
10 しかし、A 号は C 家の末裔となり、一般の寺の建築様式で建て
11 られており、元々は観音菩薩像が祀られていた施設が、宗
12 教施設であるとの評価を否定することはできない。
- 13 (2) この寺の寺格を考慮すると、村民小学校へ所属を主たる目的とし
14 神正寺等とは違い、資料工部やその関連施設に対する意義が
15 高いのと同時、A 号にみられる儀礼の範囲も大きく超え
16 るため、社会的儀礼とはいえない。
- 17 左問の場合、被告は C 家の A 号に対して訴え、一般人の宗教
18 的評価も目的の一つとして宗教的意義を有する。これ、この効
19 果は、C 家に對する儀礼的助長・促進に於けるものといえる。
20 したがって被告の反論は、原告の主張が、原告の主張が正当
21 といえる
- 22 3. 以上 B 村の A 号への助成は、物教令違反に反する。
- 23

以上

[設問1]

1. B村の住民であるDは、火災により、本堂や庫裏が全焼してしまつた。A寺再建のため、B村長が補正予算に基づいてA寺への助成の執行を行つたことは、憲法89条前段の宗教上の団体や組織への公金支出禁止に反し違憲である。

地方自治法 242条の2 第1項 4号に基づき、B村長が既に支出した7,500万円の返還を求め、住民訴訟を提起することが認められる。

2. (1) 憲法89条前段では、宗教上の組織・団体に対して国や公的な機関が財政的な支援を行わないことにより、憲法20条1項前段や同条3項で定められた政教分離の原則に裏付けしている。
政教分離とは、国家の非宗教性や宗教的中立性をいい、国家と宗教とが分離することにより、間接的に信教の自由を保障するものである。

(2) も、とも、国家と宗教の関わりを一切認めないとすると、何かしら宗教と関わりがある、たりすると、不利益な取り扱いがある等、行動が萎縮することになり、かえって憲法20条が保障する信教の自由を侵害する危険性がある。

(3) ここで政教分離原則は、国家と宗教との関わり合いを一切認めないのではなく、その関わりが相当とされる限度を超えるもの、つまり、行為の目的が宗教的意義をもつ、その結果が宗教に対する援助、助長、促進または圧迫、干渉に当たる場合に許されないとすべきである。そして、その判断にあたっては、当該行為の外形的側面のみならず、当該行為の

第

問

一般人の評価や与える影響等、諸般の事情を考慮し、社会通念に従って客観的に判断が要する。

3. (1) 「宗教上の組織・団体」とはある特定の宗教の教義や信仰に基づいて活動する一定数の人の集まりをいふところ。
A寺はC宗の末寺であり、本堂は江戸時代の一般的な寺院の建築様式で建てられており、観音菩薩像が祀られているから「宗教上の組織・団体」とあるといえる。

(2) そのA寺の再建のため、土地全体の整地に2500万円、本堂の再建に4000万円、庫裏の再建に1000万円、合計で7500万円を支出している。この支出の目的はA寺の再建への助成であり、A寺はC宗の末寺であるからその再建に金銭的に援助することは宗教的意義を有する。その結果として、A寺が再建されるとは檀家の人が集まるようになり、結果としてC宗の宗教活動の援助・助長につながる。観音菩薩像が設置されているお寺が再建されることには、そこに宗教的活動が再開されることは檀家以外の人も認識できるところである。

(3) 以上のような事情を考慮すると、B村村長が行ったA寺への助成は憲法89条、20条1項後段、さらに憲法20条1項前段、同条2項が保障する政教分離の原則に反し違憲である。

〔設問2〕

1. B市の反論

B市としては、確かにA寺はC宗の末寺ではある。しかし、A寺は宗教的行事について檀家以外の村民にも参加を認められており、

第

問

A寺はB村唯一のお寺として村民の交流の場になって、悩み事など心理的ストレスを抱えている村民の相談も受け入れるなど、檀家だけでなく広く村民に開放した場所である。本来はA寺の約3分の2を占める檀家の寄付を募り、を再建を行なうのであるとの考えもあるが、しかし、本件火事による被害は甚大で、再建には億単位の資金が必要である。檀家の人たちが多く勤めている製材工場やその関連会社の建物も全焼してしまい、各檀家も生計を立てることが難しく、多額の費用を要する再建を檀家からの寄付で賄うのは無理である。

A寺は長い歴史を有するB村唯一の寺であり、宗旨・宗派を超えて村民に親しみ交流の場である。この村民にとって必要不可欠な、公共的な存在であるA寺の再建を助成することは特定の宗教を援助するものではなく、世俗的なものであるから政教分離原則に反しないと反論することが考えられる。

2. 私見

(1) B村村長はA寺再建のため、①墓地の整備を旨とした土地全体の整地の助成として2500万円②本堂再建の助成として4000万円③庫裏再建の助成として1000万円の金銭的援助を行っている。①～③は内容的にも金額的にも異なるため、それぞれの助成について、その違憲性を判断することになる。その判断は①が上記2(3)で採用する目的効果基準で行うことになる。

(2) ①について

了。A寺の墓地の整備を旨とした土地全体の整地にかかる費用の2分

第

問

の1を助成している。B村村長は、A寺は長い歴史を誇り、B村唯一のお寺であり、各行事は村民に開放され、村民の交流の場であり、村民にとって必要不可欠な公衆的な存在であると主張する。墓地は亡くなった人の遺骨を埋蔵し、故人を弔うためばかりでなく、先祖の供養という人倫の大本という行為の場でもあるという。確かに、初詣や節分は日常生活に馴染んだ世俗的で宗教的要素を感じない行事であるといえるが、釈迦の誕生日を祝う灌仏会は一般人の理解において宗教的要素の強い行事であるといえる。

また、B村村長は既述のように墓地の重要性を説くが、墓地埋葬等に関する法律13条があるにもかかわらず、A寺はC宗の典拠方式で埋葬、埋蔵を行うことに同意する条件を課し、現にDはこの条件を受け入れている。A寺の墓地に墓石を建立していない。つまり、A寺の墓地はC宗が課した条件を受け入れた者だけが埋蔵されたものであり、宗教的要素の強いものであるといえる。

以上のような宗教的要素があるにもかかわらず、墓地の整備を含めこの2分の1を助成するのはその助成の程度が高いと考える。確かに長い歴史を誇り、B村唯一のA寺は初詣をはじめとする日常生活に馴染んだ各行事を行い、村民の憩いの場で、B村に必要不可欠な存在である側面は否定できない。檀家からの寄付で再建するのが通常であるが、大半の檀家が火災の影響を受けて生計を立てるのが厳しくなっているから、再建のためにB村が助成したと主張する。しかし、村外に住む檀家やC宗関係者も協力を求め

たが 1/4 までしか認められ
ない理由らしい

第

問

たり、クラウドファンディングで資金を募ることもできはしめる。強にも
かかれば、村内の檀家の寄付が期待できるから、費用の半分の
2500万円を即成したのでは、やりすぎである。A寺が長期間に渡り公共的
な役割を果たしてきたことに鑑みて、全体の4分の1程度の即成は
世俗的な^{役割}を考慮し、やむを得ないとする。再建後は、今後も
村民の憩いの場としての役割も期待でき、公共の憩いの場の提供が
目的であり、宗教的効果は、その点については希釈化されるから
政教分離原則に反しない。

イ、以上のように即成はやむを得ない側面があり、4分の1程度の即成
であれば認めらるが、これを超えた部分については89条前段に反し違憲
である。

(3) ②について

ア、A寺の本堂は、江戸時代の一般的な寺院の建築様式で建てられていた。
観音菩薩像は持ち出されているから本件の即成金4000万円はすべて
本堂の建物自体の再建にあてられたことになる。確かに初詣や
節分の際には本堂の存在は不可欠であるかもしれない。しかし、
村民の憩いの場としては本堂の存在は必ずしも不可欠な建物では
ない。村民の約3分の2がA寺の檀家であり、即成の割合も
約4分の1と高くはないとの反論も考えられる。しかし、Dのような檀家と
ない者も100世帯あり、本堂には観音菩薩像が祀られているから、通常
人の理解において本堂は極めて宗教的要素の強い建物であるとする。
その本堂の~~再建~~再建が目的であるから、結果としてはC宗を援助助
長することにつながる。

1. 以上のような点を考慮すると、本堂再建のために即成金を支出したのは、特定の宗教上の団体・組織への支出といえ、憲法89条前段、2条以後段、21に20条1項前段、同条3項の政教分離原則に反し、違憲である。

(4) ③について

了。庫裏とは住職の住居である。B村村長としては寺には住職が敷地内居住しているのは当然との考えがあるかもしれない。しかし、住宅環境が整備され、交通手段が確立されている現代において、わざわざ敷地内に庫裏を再建してまで住職が居住しなければならない必要性はない。たとえ敷地に住居を構えるとしても、その住居再建の費用は全額自己負担とすべきである。それにもかかわらず、その住居再建の費用の2分の1に相当する金額を即成したのは、C宗の住職の住まいの確保であるから目的が宗教的意義を持つ。結果としてC宗の援助、助長につながるという。

よって②についても④の場合と同様に違憲である。

以上

第 1 問

設問1.

1. ~~私は~~ B市村によるA寺への助成が違法な公金支出であるとして、住民訴訟（地方自治法242条の2第1項（3））を提起する。その訴訟において、B市のA寺への助成が政教分離原則を定める憲法89条前段及び20条1項後段に反し違憲であると主張する。

2. (1) 「宗教上の組織若しくは団体」（憲法89条前段）及び「宗教団体」（憲法20条1項後段）とは、特定の信仰、礼拝又は普及などの宗教的^{活動}を行うことを本来の目的とする組織ないし団体をいふ。

(2) 本件では、A寺は、C宗の~~本~~として、仏教の象徴である観音菩薩像を祀っており、礼拝、供養といった、宗教儀式を行っていることから、仏教の特定の宗派であるC宗の信仰、礼拝又は普及などの宗教的活動を行うことを本来の目的としている団体た^らない。「宗教上の組織若しくは団体」「宗教団体」に^あたる。

3. では、公金支出が許されるのか、政教分離原則の判断基準が問題となる。

憲法89条前段の趣旨は、政教分離原則について、公の財源の支出又は利用を制限すること、目的的側面から禁止することにある。また、憲法20条1項後段は宗教団体に対して、特権の付与を禁止し、信の自由の保障を、一層確実にしようとしたものである。

（第 1 問）

⑦ 9
15

問

8
38

下位
规范

2

(第 1 問)

(3) 庫裏の助成 (1000万円)

庫裏は、A寺の住職の住居である。住職はその寺院の管理や運営をする立場であって、宗教儀式を主催おこなう者として、その住居も、宗教性を帯びる。

以上のような、宗教性の強いA寺への助成は、(宗という特定の宗教団体に対する援助になるから)相当とされる限度を超えるかかわり合っていない。

よって政教分離原則(憲法 89条前段、20条1項後段)に反し違憲である。

設問2.

1. A 墓地の整備

(1). A寺の墓地は、B村における唯一の大きな墓地として、多くの村民がお墓を建てており、他には小規模の墓地しかない。A寺の墓地のパンフレットには宗教宗派を問わないとしており、B村の公共墓地としての側面があり、宗教性は弱まっている。墓地は、故人の葬りだけでなく先祖の供養という人倫の文脈といえる行為の場として、世俗的性質を有するから、この公金支出は政教分離に反しないという反論が想定される。

(2). たしかに、故人を弔い、先祖を供養するという墓地のあり方は、特定の宗教に基よるものではないから、世俗的な側面はある。また、A・B村の村民の大半が

（第 1 問）

1 A寺の本堂であり、それ以外の若でも、受け入れており、他の
2 墓地がほとんどない中では、村唯一の墓地として、公共的な
3 側面もある。

4 しかし、A寺では、C宗の奥の法式以外の方式による土葬
5 葬又は埋葬について、土法13条にいう「正当な理由」として、
6 拒否していることから、実質的には、C宗との結びつきが強い
7 さらに、土地には、墓地以外のA寺本堂を含む宗教的
8 施設がある。このような土地に対し、必要な費用の2分
9 の1も支出するのは、B村が1寺建のC宗を経済的に
10 援助しているという印象を一般人に与えられない。

11 よって、上記の支出は、政教分離に反する。

12 2. 本堂の再建

13 (1) A寺は江戸時代から続く長い歴史を有する村唯
14 一のお寺である。A寺の行事には檀越だけでなく、
15 多くの村民が参加しており、A寺は宗旨、宗派を越えて、
16 村民に親しまれ、心のよりどころになっているといふ村民
17 の交流のための公共の場として、相対し上れる限度を超え
18 がかかりすぎていないという反論が想定される。

19 (2) たしかに、お寺の行事には、初詣や節分会といった宗教
20 性の強くないものも存在しており、それがA寺の村民の交流
21 の場になっているという公共的な側面がある。また、A寺で
22 は、小児や老人など心理的ストレスを抱えている村民の
23 相談も受け付けており檀越でない村民も相談に訪

（第1問）

れるような世俗的な側面もある。

（か）A寺の本堂は、観音菩薩像が祀られており、
で、礼拝供養といった宗教儀式が行われるA寺の信仰
の中心であり、宗教性は極めて強い。またA寺の行事に
は花祭りといった、仏教会では、有名であるものの、一般には
浸透していないようなものも含まれ、これらの行事について
は世俗宗教性は失われている。→ 4点の！

にも関わらず、4000万円という高額な助成を行う
とはB村が（宗）に経済的援助をしているという印象
を与えかねないから、かわり合いが相当とされる限度を
超えたものでない。

よって、上記の支出は、政教分離原則に反する。

3. 庫裏再建。

（1）庫裏は、住職が住居として使用しているだけなので
村民の住居とかわり合いがないから、宗教性はない
として、政教分離原則に反しないという反論が想
定される。

（2）たしかに、住職が住んでいるだけで、単なる住居である
ということも重視すれば、宗教性は強くない。しかし、
A寺の住職という地位に着目すると、A寺の管理や運
営をすることから、宗教性を帯びる。即ち成金は
1000万円という住居高額であることや再建費用の
2分の1も占めることからすれば、B村が（宗）

(第 1 問)

1 経済的に援助しているという一見 印象を一般人に与え
2 かねないから、そのかがかり合いは相当の限度を超え
3 ず。 ^別 本記 助成は 政教分離原則に反 ~~す~~ する。
4 以上のよきな事、法上の主張を行う。

審査基準も違っており、

第 問

1 [設問1]

1. B市によるA寺への即成が憲法に違反するとすれば、
即成は、不当利得(民法703条)に該当する。そこで、これ
に基づいて、住民訴訟(地方自治法242条の2第1項4号)
を提起する。

2. (1) 上記訴訟において、本件即成は、宗教的教義に伴
わない給付にあたるといえるから、憲法(以下法令名称略)
20条1項後段、89条前段に反し、違憲であると
主張する。

(2) ア 本件において、A寺は、宗教団体(20条3項)
に該当するか。宗教団体とは、特定の宗教の信
仰、礼拝、または普及等の宗教的活動を行う
ことを本来の目的とする組織的な団体という。

イ. A寺は、C宗の本寺であり、観音菩薩像に祀
られている。その礼拝供養を行うに当たって、その中で
A寺の所有する墓地に墓石を建立しているのは、
B市の主要な墓地であるにもかかわらず、C宗の信
徒であることが原則であり、例外的にC宗以外の
信徒は、C宗の方式に同意した場合のみ認めら
れる。以上のことから、A寺は明らかにC宗を信仰
礼拝し、普及せしめる宗教的活動を行うことを本来の
目的とする団体といえる。

(3) 政教分離規定は、信仰の自由の制度的保障であ

①

②5

③2

④2

⑤3

⑥4

20Ⅲの法
20工後法の
法に(1)の(1)は?

自らの側面から

第 問

1 り、国家と宗教の厳格な分離を定めている。しかし、実際上
2 上完全な分離は不可能であるから、全く許さばいとす
3 るものではない、宗教とのかわりあいと見なす行為の
4 目的及び効果に鑑み、そのかわりあいの社会的・文
5 化的条件に照らし、相当とされる限度と見なすものと許
6 さばいとす趣旨である。そこで、「宗教的活動」とは、
7 ①その行為の目的が宗教的意義を持ち、②その効果
8 が宗教に対する援助、助長、促進、又は干渉、干渉
9 又は干渉による行為という。そして、その判断にあつて
10 は、行為の社会的側面について、行為の行為者
11 場内、行為に対する一般人の宗教的評価、行為者
12 の意図、目的及び宗教的意義の有無、程度、行為
13 者の一般人に与える効果、影響などを諸般の事情と
14 考慮し、社会通念に照らし、客観的に判断する。
15 (1) 墓地の整備を含む土地全体の整備の助成
16 確かに墓地は、先祖の供養とに~~な~~ほとんどの人が利用
17 するために宗教的~~な~~ことに助成することは、宗教的意義に
18 薄いとも思える。しかし、A市の墓地はC宗の葬式方式の
19 埋葬~~しか~~ではない。埋葬~~しか~~ではない。C宗の宗教色
20 が強いものである。ゆえにこのような墓地を含む
21 土地全体の整備~~に~~2500万円という高額は助
22 成とすれば、一般人からみればC宗と~~便~~しているように
23 みえる。ゆえに助成すること^{行為}目的が宗教的意義を持ち、

要旨論
20Ⅲの法
20工後法の
法に(1)の(1)は?

⑦
⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳
㉑
㉒
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗
㉘
㉙
㉚
㉛
㉜
㉝
㉞
㉟
㊱
㊲
㊳
㊴
㊵
㊶
㊷
㊸
㊹
㊺
㊻
㊼
㊽
㊾
㊿

第 問

(①充足), その効果は宗教に対する援助等になるような行為といえる(②充足)。

(1) 本堂再建の助成

確かに、本堂は、村民の交流の場となっている。しかし本堂には、江戸時代の一般的な寺院の建築様式に建ち、観音菩薩像が祀られている。そして、礼拝(共養)といふ宗教儀式が行われている。通常、~~観音菩薩~~^{寺では}、宗派ごとに仏像を祀っていることから、当該菩薩像が祀られていることにより、何らかの宗教と助長していることは、一般人が理解できるという。そして、その場での礼拝(共養)といふ宗教儀式が行われるとは、一般人は、A寺は、特定の宗教と助長していることとわかる。そのような本堂の再建に^{4000円程度の}助成することは、行為の目的が宗教的意義をもち(①充足)、その効果が宗教に対する援助等になるような行為といえる(②充足)。

(2) 庫裏再建の助成

確かに、庫裏は村民の交流の場を提供している住職の住居である。ゆえに公務員の~~宿舎~~宿舎のような性質を有していることは否定できない。しかし、前述したようにA寺は、特定の宗教であるC宗と助長している存在であることは否定できず、その助長している住職の住居に対して助成したとなれば、助成金額も1000円と高額な助成とすれば、一般人は、A寺のC宗と~~優遇~~優遇していると見ることが出来る。ゆえに行為の目的が宗教的意義をもち(①充足)。

その効果は、宗考文に於ける援即等になるよう設計したといふ(田虎也)。

3. 以上より、事件即成は、違憲である。

(説明上)

1. (1) 被告側の反論として、A寺は宗教団体に該当しない
という主張が考えられる。そもそもA寺は、B村にある唯一
の寺であり、B村全世帯300世帯のうち約200世帯が植家
であり、~~植家~~ ^{植家} ~~であるが~~、^{植家ではない}村民も初詣、節分
会、釈迦の誕生日と称う、難儀会に参加している。とい
村民の交流の場となっている。そして、A寺は仏教等の
相談といふことも植家ではない村民にも実施しており
地域のコミュニティ施設のような役割を果たしている。
以上の事情から、特定の宗教等の信仰等の宗教活動
を行うことを本来の目的とする団体とはいえない。ゆえに、宗
教団体に該当しない。

(2) 私見として、宗教団体該当性は、本来の目的と軸とに
 16 判別すべきである。本件において確かに A 寺は、前述した
 17 活動を行っており、村民の交流の場となっている。し
 18 かし A 寺はあくまで C 宗系の末寺であり、B 村で最も大
 19 きい墓である A 寺の墓地も C 宗以外の宗派の埋葬
 20 葬、埋葬と認めない。以上の事情からあくまで
 21 A 寺は C 宗を信仰し、~~行事を行っており~~ ~~行事を行っており~~ としている
 22 本来の目的としており、地域コミュニティ的役割はその
 23 付随的效果にすぎない。ゆえに、本来の目的と軸と

（第 問）

1 し、判じると、宗教団体に該当する。

2 2 (1) 被告側の反論として、墓地の整備を含め、土地全
3 体の整地の即成は、政教分離に反し、と主張する。

4 これについて、墓地、埋葬法~~以下~~に関する法律（以下
5 法とする）1条は、「墓地の埋葬等が」「国民の宗教的
6 感情に適合し」「公共の福祉」の見地から「支障なく行わ
7 れることを目的とする」と規定している。~~また~~墓地
8 は、亡くなった人の遺骨を埋葬し、故人を弔うための場
9 として人倫の大本といえる行為の場であると市長は発
10 言している。また1条の趣旨を鑑みれば、墓地というのは
11 あるべき公共性の高いものであるといえるから、墓地等へ即
12 成しにせよ、前述の基準①と②の要件は満たさない。~~*~~

13 (2) 私見として、前述の基準①と②の基準を判じること、
14 本件にあると、宗教性と世俗性が共存していること
15 から、問題ない。もっとも法13条は、「墓地... 管理者
16 「埋葬... の求めを受けて」として「正当の理由が
17 なければ」と拒否してはならない」としている。本件
18 において、村民Dは、C宗~~母~~の埋葬方法を希望
19 に同意をしないことと理由に、墓石の建立を拒ま
20 れている。~~また~~正当な理由とは、法1条を鑑みると、「国
21 民的感情に適合し」「支障なく行われることを目的とする」
22 と規定していることから、支障なく行われることか
23 らない場合を指すといえる。また、公共の福祉の観点

墓地の整備
墓地の整備
墓地の整備

(12)
9/8

(19)
3/8

（第 問）

からこれは限定的に解すべきであり、何らかの物理的な
反響がある場合に限定されると解する。そのように考えると、
C宗の方法は理解しえないとは正当な理由にあてられない。
そうであるとすれば、本件墓地は法の予定する公共性の
高いものではなく、C宗派のためのあくまで私的なものと
解される。ゆえに、そのような墓地に^{（Bの土地）}2500万円もの高
額な即成をすることは、前述①と②の要件を満たす。
ゆえに、政教分離に反する。

3 (1) 被告側の反論として、本堂の再建の即成は、政教分
離に反しないと主張する。そして本堂はあくまで、
A村の村民の交流の場となっており、様々な行事が行われ
おり、相談窓口の役割を果たしている。ゆえに、そのよう
な現状から表面的に^{（宗教性）}判断すべきではない。ゆえに、
地域コミュニティの要素が強い本堂の再建に即成するこ
とは、^{（前述）}①と②の要件を満たしていない。ゆえに政教分離
に反しない。

(2) 私見として、確かに、菩薩母像は何らかの宗教に
基づくものがあり、宗教的要素が強い場合である
本堂は、宗教色は強い。しかし、被告の反論である
とおり、本堂は、地域のコミュニティ施設的要素が強く
本件では、本堂は、植家の寄付で、再建するものの、
B村の製材工場やその関連企業や建物、村立小学
校など主要産業は林業であるがB村の多くの村

①、② 文に添え字の
どうもを添え字の

（第 問）

1 民が災害による被害を被っており、檀家の寄付を望む
2 ことは難しい見解にある。そうであるとしても、地域コ
3 ミュニティの要素や強い本堂に、檀家の寄付が難しい
4 という現状を鑑み、再建に即成することは①と②
5 の要件を満たしていないといえる。ゆえに政教分離に反しない。

6 4 (1) 被告の反論として、庫裏は、村民の交流の場を提供し
7 ている住職の住居である。そして、あくまで、本堂に付随
8 するものであることから、本堂への即成が認められる以上
9 庫裏に即成することと政教分離に反しないと主張
10 する。

11 (2) これに対する私見として、確かに庫裏は本堂に
12 付随する施設である。しかし、実質的には
13 あくまで住職の住居であり、一寺一宗教と住職
14 行事として取り組んでいる者の住居を即成すれば
15 行為の目的は、宗教的意義を持ち、その効果が
16 宗教に対する援助等になると言わざるを得ない。
17 ゆえに政教分離に反する。

以上

※
(12)

(16)
3/5

見 本

H24 憲法

41
100

第1設問1

1 Dは地方自治法242条の2 1項 4号によつて 不当利得返還請求をすることを経執行機
関であるB村村長に対して求める請求をなす(地方自治法242条の2 1項 4号)

2 違法事由として 憲法89条前段、20条 1項後段に該当すると主張する。

A寺は、C寺の末寺であり、宗教的活動を行つてを本来目的とする。

「宗教上の組織又は団体である」

そこで、本件助成が 憲法89条に違反しないかが問題となる

3 同条が公金の支出を禁止する趣旨は、政教分離原則を財政的側面
から確保するためである。 宗教の自由保障 と書かれていた!!

国家と宗教との関わりを一切禁止することは 妥当ではなく、相当とされ、
限度を超えるものを禁止すべきである。

具体的には、目的が宗教的意義を持ち、効果が援助、助長、促
進又は圧迫、干渉となるものが同条に反すると解すべきである。

4 これを本問に当て見ると、墓地の整備を含めた土地全体の助成、本堂
再建の助成、屋裏助成の11万円が上記に反して110万円と言ふ。

5 まず、土地の整備に対する助成であるが、土地には A寺という宗教施設
が存在していることから、そこに対する助成は宗教的意義がある。
そして、その助成により A寺再建という宗教に対する援助の効果が
生じる。

したがって、国家と宗教との関わりが限度を超えるものであると言ふ。

6 そして、A寺の本堂の再建に対する助成であるが、A寺の本堂には 観音
菩薩像が祀られており、礼拝・供養という宗教的儀式が行われている。

また、建築は江戸時代の一般的な寺院の建築様式で建てられていること

見 本

から文化財的側面はない。

このように、本堂の再建に対する助成は A 寺の再建という宗教の性質に着目した
目的であり、目的が宗教的意義を持つ。

そして、その効果も A 寺再建を援助するものであり、限度を超えることなく
89 条前段に反する。

7 また、庫裏は、宗教施設における住居であり、これに対する目的は
住居への助成と同視してはならず、これも、89 条前段に反する
のである。

8 また、本件助成は、A 寺という「宗教団体」に特権を与えた
言いかね 憲法 20 条 1 項後段に反する。

第 2 設問 2

1 (1) 被告としては、A 寺が「宗教上の組織若しくは団体」にも「宗教団体」
にもあたらないと主張する。

その主張理由は、A 寺が江戸時代に住居を兼ねていた
村一帯の長巻によって創建されたものであり、そもそも設立された経緯から
これらに当たらないというものである。

また、現在では、B 村の 3 分の 2 が A 寺の檀家であり、そうである住民も
A 寺の行事に参加している。

これらのことから、A 寺は日常に「宗教上の組織若しくは団体」
にも「宗教団体」にもあたらないと主張する。

2 私見。A 寺は「宗教上の組織若しくは団体」、「宗教団体」に
あたらない。

A 寺は C 宗の末寺であり、その信徒もいる。

見 本

(第 1 問)

1 A寺において檀家以外の住民も参加する行事が行われていたのは、A寺の
2 観音菩薩活動の一環である。

3 A寺の本堂は、寺院の本堂として設立され、仏像もあることを考えて、
4 A寺は 宗教的活動を行うことを 本来的目的とする「宗教上の組織」
5 としては「宗教団体」にあたる。

6 2 墓地整理を含む土地への目的について。

7 (1) 被告としては、A寺の墓地がB村の唯一の墓地であり、A寺がC宗以外の
8 の信者からの土葬にも対応していることから、A寺の墓地への目的は
9 公共性を有するものであり、宗教的意義を有しているとして主張する。

10 2) 意見。A寺の墓地が土葬希望 A寺住職の説明によれば
11 C宗の規則で他の宗派、宗派の信者から、A寺の墓地に土葬希望の
12 ある場合、C宗の典礼方式で土葬されることに同意した場合にのみ
13 埋葬 できるようにする。

14 このことから、A寺墓地には宗教的色彩があると言える。

15 3) 墓地自体の目的に 公共的性格があるとしても、A寺の土地

16 全体に対する目的を行う必要はない。

17 とすると、2500万円という多額の目的金は、目的がA寺再建と
18 いう 宗教的意義を有し、その結果もA寺再建を援助するもので
19 あると言ふので、政教分離原則に反すると言ふ。

20 3 本堂への目的

21 (1) 本堂 A寺の本堂 被告としては、A寺の本堂は檀家でない住民も相談に
22 おとされ、そのような住民の相談場所の再建への目的は、公共的性格
23 を有するものであり、宗教的意義を有しないとして主張する。

見 本

(2) 私見 A寺の本堂には仏像があり、そのような施設の再建は宗教的色彩が強いものであり、公共性を有しては言えない。

したがって、目的が宗教的意義を持ち、交り果してA寺再建への援助目によることとなるのが宗教分離原則違反となる。

4-11 ~~被害者~~ 庫裏の再建の目的

(1) 被害者としては庫裏の再建の目的は、墓地管理者であり住職の為に支援するものであり、宗教的性質に著した目的ではない、と主張する。

(2) 私見、庫裏は、住職が宗教上の地位に基づいて居住する施設であり、また庫裏を再建しなければ墓地の管理が行えないというところもない。

たとえ如此、目的はA寺再建という宗教的性質に著したものであり、A寺への援助という交り果をもつものである。

5 つて、112"の目的も宗教分離原則に反し、89条前段、28条1項後段に反する。

以上

4行は少いかな

(第 1 問)

(15) 1/10

(12)

(16) 3/5

43/100

設問1 第1 提起する訴訟

A寺に再建助成として交付された7500万円の不当利得の返還の請求をすることをB村長に対して求める請求(地自法242条の2第1項4号)を提起する。

① 1
② 5

第2 憲法上の主張

B村村長によるA寺に対する助成の執行(以下「本件助成」という。)は、憲法(以下、略)89条、20条1項後段、同条3項に違反するから、無効である。

③ 2
④ 2

1 憲法は、20条1項後段において「宗教団体」に対する特権の付与を、同条3項において国家が「宗教的活動」をすることを、89条において「宗教上の組織若しくは団体」に対する公金の支出をそれぞれ禁止している。これらの政教分離原則の趣旨は、明治憲法下において、国家と神道とが密接な関わり合いを有していたことに対する反省として、各種の宗教が併存する我が国の宗教的状况において、信教の自由の保障を確保する点にある。したがって、政教分離原則は、国家と宗教との完全な分離を原則としている。

← 財政7481の破体

もっとも、現代社会においては、国家と宗教との分離を貫くことは、實際上困難であるから、政教分離原則は、いずれも絶対的禁止を定めたものであると解することはできない。ただし、この場合であっても、前述のとおり、完全分離が原則であることを踏まえて、完全分離が不可能であり、かつ、分離に固執すると不合理な結果を招く場合に限り、例外的に国家と宗教とのかかわり合いが許容されるにすぎない

⑦ 5
⑧ 15

2(1)20条1項後段にいう「宗教団体」及び89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体という。

⑤ 3

C宗は、初詣、節分会、灌仏会などの宗教的行事の他、住民の相談と称して布教活動を行う組織であるから、これに該当する。

⑥ 0
⑦ 0
⑧ 0

したがって、A寺に対する助成は、宗教団体であるC宗に対する助成であるといえるから、国家と宗教との関わり合いがあるといえ、原則として、89条、20条1項の定める政教分離原則に違反する。

(2) 国家と宗教とのかかわり合いを正当化する事情

ア 本件墓地は、「宗旨・宗派は問わない」としつつも、実際には、C宗の典礼方式でなければ、これを利用することができない。また、同墓地の被害は「木立、物置小屋、各区画にある水場の手桶やひしゃく、各墓石に供えられた花、そして卒塔婆等が全て焼失」したにとどまるから、土地全体を整地する必要はない。仮に全体を整地する必要があるならば、典礼方式に限定がない公共墓地を新たに整備すれば足りる。

⑧ 8

また、本件本堂も、一般的な寺社の建設様式である上、観音菩薩が祭られているほか、宗教的儀式が行われていることから、宗教施設であるといわざるを得ない。しかも、本件では、同観音菩薩像が失われていることから、再建の後、本堂に祀られることが十分予想されるから、その宗教性は一層強いといえる。檀家ではない住民にも相談を受け付けているとしても、これらは布教活動の一環であるといえるから、宗教性を緩和することにもならない。ま

た、村の交流の場ならば、宗教施設ではなく、新たに集会所を整備すれば足りることから、本堂を再建する必要性は乏しい。

さらに、本件庫裡は、A寺を管掌する僧侶である住職が居住する場所であるから、単なる住居とは異なる。製材工場や関連会社の建物に対する助成がなされた事情はうかがわれないことから、A寺の僧侶に対してのみ、住居の再建を助成する理由はない。

イ そもそも、A寺が火災保険に加入していたならば、本件助成は不要であったはずである。また、A寺が村民の心のよりどころであるならば、村民に対する生活支援を通じて、檀家や村民の有志から寄付を募って再建すればよい。にもかかわらず、これらの手段によらず、公金からA寺に対する助成として合計 7500 万円もの支出をすることは、C宗に対する社会的儀礼の範囲を超えていると評価せざるを得ない。

したがって、本件助成は、完全分離が不可能であるとも、分離に固執しても不合理な結果を招くものであるともいえず、政教分離原則に違反するというべきである。

3 よって、本件助成は、いずれも政教分離原則に違反する。

設問2

1 被告側から、判例によれば、政教分離原則は、国家と宗教との完全な分離を原則とする者ではなく、国家の宗教的中立性を要求したにすぎないから、そのかわり合いが相当とされる限度を超える場合に例外的にこれを許さないとすれば足りる、との反論が想定される。

たしかに、現実の国家制度として、国家と宗教との完全な分離を実現することは、実際上不可能に近く、政教分離原則を完全に貫こうとすれば、かえって社会生活の各方面に不合理な事態を生ずることを免れない。そのため、判例は、目的が宗教的意義をもち、かつ、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉等になるような行為のみが、政教分離原則に違反すると解している。

しかし、政教分離原則が規定された歴史的な趣旨に照らせば、原則として分離するべきであり、やむを得ない例外的な事情が認められる場合に限り、これを許容するべきである。この判断枠組みによっても、判例が指摘する事態は、すべて他の憲法条項から正当化することができるため、原則と例外を置き換える理由にはならない。したがって、被告の反論は失当であり、原告の主張が妥当である。

2 被告側から、A寺はB村にとって必要不可欠な公共的な存在であるから、国家と宗教とのかわり合いを正当化する事情があるとの反論が想定される。

(1) たしかに、A寺の本堂は、村一番の長者による建立された村民の交流の場である。また、助成の金額も4分の1にすぎず、B村の世帯の3分の2が檀家であることから、他の施設を新築するよりも経済的に合理性があるとも思える。

しかし、建築様式や観音菩薩が祀られていることに加えて、C宗の末寺となっていることから、宗教施設であるとの評価を免れることはできない。また、他の施設の新築のためには

判例の
目的結果
基準を
使うべき
か。

この判例
2700

裁判所は
408712

言うべきか??

この判例は、世俗化の宗教に
対してどう評価するべきか?

185

130

1268

12

153/10

用地取得なども必要になると想定されるが、簡易な建物であれば、本堂に対する助成である4000万円で建設することは不可能ではない。

(2) また、A寺の墓地について検討すると、先祖を供養すること自体は社会的儀礼の範囲内であるといえる。さらに、同墓地は、B村における唯一の大きな墓地であるうえ、「宗旨・宗派は問わない」ものである。典礼方式をC宗のものに限定した理由は、C宗の信教の自由に配慮したものであり、墓地埋葬法13条の「正当の理由」に該当することは否定できない。加えて、我が国において、特定の宗教に対する意識は希薄であることを考慮すると、寄付が期待できない状況において、本件墓地の再建費用の2分の1を助成することは、社会的儀礼の範囲内ということは不可能ではない。

しかし、政教分離原則の趣旨は、少数者の信教の自由を確保するためのものであることから、特定の宗教に対する公金の支出は、極めて慎重であるべきである。そうすると、A寺による典礼方式の限定に「正当の理由」があるとしても、一般人の目から見れば、C宗の典礼方式に従っている点を軽く見ることはできない。

したがって、B村で大きな墓地がA寺にしかなかったとしても、これに対して助成することは、やむを得ない事情が認められないばかりでなく、C宗の宗教的行為を援助・助長・促進しているものと評価されることを免れることができない。

(3) 最後に、A寺の庫裡については、墓地を管理する者を確保することは容易ではないことから、本堂や墓地を管理する住職を確保するために必要な住居であるということもできる。しかし、本堂や墓地の管理者を確保する必要性は認められるが、行事の際に巡回する僧侶に依頼する、宗教上の儀式以外の事務は僧侶以外の者に担当させるなど、より宗教的でない手段を選択することは十分可能であるといえる。

(4) 以上から、A寺に対する助成は、公立小学校を再建するための補正予算と異なり、より宗教的でない手段により実現することが可能である。資材工場やその関連会社に対する個人補償をしたという事情が認められない以上、A寺のみに合計7500万円もの助成をすることは、社会的儀礼とはいえない。

このように、本件助成は、完全分離が不可能であるとも、分離に固執すると不合理な結果を招くともいえないばかりでなく、一般人の目から見ても、目的は宗教団体であるC宗の支援という宗教的意義を有するものであり、かつ、その効果もC宗に対する援助・助長・促進につながるものと評価されるといえる。したがって、被告の反論は失当であり、原告の主張が妥当である。

3 よって、本件助成は、政教分離原則に違反する。

以上

* (12)

(14)
3/8

(12)

(16)
0/5

なぜ
81年12月
11月20日
21

(15)

設問1

1. 和バDから相談を受けた弁護士である場合、B村に於けるA寺への助成が憲法89条前段及び20条1項後段に違反することを理由に、地方自治法242条の2第1項2号に基づき本件助成の取消を求める訴状を提出し、同法242条の2第1項4号に基づき執行機関であるB村の村長にB村がA寺に対して不当利得の返還を求めることを求める住民訴訟を提起する。

2. 各助成の憲法適合性

(1) 憲法89条前段は、公金その他の公の財産を「宗教上の組織若しくは団体」に対して支出することを禁止している。「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の信教、礼拝、普及等の宗教的活動を行うことを目的とする組織・団体という。A寺は、C宗の末寺であり、釈迦の誕生を祝う灌仏会という行事や、お供養といった宗教儀式を行っているものであるから、宗教活動を本来の目的とする組織・団体として「宗教上の組織若しくは団体」に当たる。

(2) 89条前段の趣旨は、政教分離原則を公の財産の利用提供等の財産的側面において徹底させることにあり、これによって20条1項後段の規定する宗教団体の持つ特権的権利の禁止を財産的側面からも禁止し確保し、信教の自由の保障を一層確実なものにしようとしたものである。

そして、国家と宗教の結びつきが密接で他の宗教の自由の保障が不十分であったという歴史的背景から、憲法は政教分離原則を設けようとした。国家と宗教との完全な分離を理想としていると解される。そもそも、政教分離原則は制度的保障であって、信教の自由そのものを直接保障するものではない。国家と宗教との分離を制度として保障することにより、間接的に信教の自由を確保しようとするものである。そこで、89条前段が禁止する公金支出とは、宗教のやり取りがある全てのもの

第

問

意味するのではなく、公の財産の利用提供等における国又はその機関とのやり取りが、我が国の社会的・文化的諸条件に照らし、信教の自由の保障という制度の根本目的との関係で相当とされる限度を超えるものを意味し、これに当る公金支出は20条1項後段にも違反すると解する。(宣明)

(3) 相当とされる限度を超えるか否かの判断は、行為の対象の性格や行為に至る経緯、行為の態様、行為に対する一般人の評価等を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断すべきである。本問においては、A等への助成といふ①墓地の整備を含めた工金全体の整地の助成、②本堂再建の助成③庫裏再建の助成とばされてあり、それぞれについてその性格や助成金の額などとも考慮すべきである。

(4) ⑨について、A等の敷地内には墓地があり、そこでは利用希望者がC宗の奥
に~~葬~~あてで埋葬又は埋蔵を行うことに同意しない場合、墓地埋葬等に関す
る法律(以下、法と称す)は条の「正当な理由」として拒否することができることになっており、C宗
との結びつきが強いといえる。このため宗教性の強い墓地も含めた工場の整
備のため、2500万円をその即成も約半にせよは、その額が必要費用の±2%の1に相
当するとも相まって、特定の宗教に対する特別の便益を提供しているとの印象
を一般人に与えるものである。よって、相当の限度を超えるものとして違憲である。

①に関しては、A寺の本堂は江戸時代の一般的な寺院の建築様式で建てられており、観音菩薩像が祀られていたため、宗教的性が強く、その本質ともいえる場所である。A寺に隣接する家屋での火災が原因で火災が発生し、本堂が全焼してしまった。これは、火災保険に入っていないため、A寺の落ち度であり、その理由も創建以来自然災害等により、2回被害を受けることがあったとのことで、災害等による被害についてはA寺がリスクを考慮して対策すべきであった。観音菩薩像は持ち出せたとあることから、再建後に再度設置することが予想されること。このようにA寺の信仰の本質に関わる本堂について

第

問

4000万円もの即成をするとは、A寺以外の宗教との関係においても、特定の宗教を援助していると見られ、相当とされる限度を超えたやり合いである。

よて、①の即成は違憲である。

②の庫裏は、A寺の住職の住居であるとして、住職は、A寺における宗教的儀式やその信仰の普及活動を行う立場にあり、宗教的・積極的な宗教活動を行う役割をもつ。また、A寺だけでなく、B村の檀家の数人の人も工場や会社で全焼し、再計を立てることは極めて厳しい状況にあることから、A寺の住職に對し、そのための必要費用の24%に相当する6000万円もの即成をするとして、B村がA寺を特別に援助しているとされる。よて、②の即成も違憲である。

設問2

1. 被告側は、原告側の主張に対し、本問の事案については目的効果基準が適用されるべきであると反論することとなる。目的効果基準は、目的が宗教的意義をもち、その結果が宗教に対する援助・即ち促進又は圧迫・干渉となるような行為であるときは、相当とされる限度を超えたやり合いとして政教分離原則に反することとなるものである。原告側の主張する総合判断の基準は、問題となる行為の宗教性が明らかである場合に用いられるものであり、本問のように、当該行為が宗教性や世俗性どちらとも認められる場合には、目的効果基準によるべきである。目的・効果の判断は、行為の外形上の側面のほか、行為が及ぼす個人の^{宗教的}評価、行為者の意図、一般人に与える効果・影響等を考慮する。

2. ③の即成について

被告側は、A寺はB村唯一のお寺であり、村の全世帯宗旨・宗派を超えて村民にとり、交流の場としても機能しており、公儀的の存在とすべきである。

第

問

2. ①の即成について

報告は、墓地は七つはた遺骨を埋蔵し、故人を弔うためばかりでなく、先祖の
供養という人倫の大本といふ行為の場であり、公共的な施設であるから、宗
教性よりもこの点を重視して、パーヤ合いは相当とされる範囲内だと主張す
るべきと考えられる。さらに、法1条は、国民の宗教的感情に適合し、公共の
福祉の實現を見地から、墓地の施設等が管理等が行われることを目的とし
ており、全の人間におとずれる死という状況に^{おとずれる}対しての葬に^{おとずれる}公共性を有し
ていることを示している。また、A寺は「宗旨、宗派を問わない」としており、他の宗教
の^{宗教の}供養^{供養}の場であり、供養という世俗的行為のため公共的な場としての性
質を有している。

もっとも、A寺もC宗の専らに依りつゝを条件としており、宗教性が強い。
また、②の村長の土地には、墓地だけでなく宗教施設も含まれており、たとえ
墓地という施設が世俗的な性質を有するとしても、A寺というお寺に対して費用の
ゆかりに相当する4000万円もの額を即成するとは、A寺の復興という宗教
的意義をもった行為であり、その結果がA寺への援助、助長、促進となる。
よって、②の即成は若く相当とされる限度を超え、違憲である。

3. ④について

報告は、A寺はB村唯一の寺であり、宗教施設としてだけでなく、村民の交流の場
として公共的な性格を有するから、本堂の再建の即成は政教分離に反しないとい
ふ論が考えられる。

さらに、B村の全世帯約300世帯のうち約200世帯がA寺の檀家であり、その他は
村民の多くもA寺の行事に参加し、相談などに行っているから、A寺はB村において支
統の場となり、村民の精神的安定を支える役割を有しているといえる。しかし、A寺では、宗教

第

問

1 的儀式が行われ、相談に乗るのはA寺の住職であるから、その際もA寺の信仰や信
2 念が反映された内容となることを考えられ、それは一種の布教活動ともいえる。B村
3 は人口が約1000人の小さな村であるが、A寺以外の宗教を信仰する者も存在し、宗教
4 の本質とする信仰の~~ため~~に強い関連を有する本堂を再建するために、4000万円もの
5 多額の助成を行うことは、B村の宗教の結びつきを密接に作り出すといえる。
6 相当を超えれば、B村においてのA寺の存在を、公衆性のありものと主張するべし。
7 はB村の本堂の村であり、多数の者が日常関わりをもっていることを考慮しても、助成
8 の目的はA寺の再建・復興を目的とするものであり、規模の多数の者が信者で
9 あり、信者でない者も相当の関わりを肯定できるものである。その宗教は世俗的
10 にはなく、やがて公衆性があるとはいえず、B村の村民以外に、一般人を基準にして
11 小は、やはり特定の宗教を優遇している様になる。これらを総合的に考慮す
12 るとは、①の助成も目的はA寺の復興再建という宗教的意義と、その結果はA寺の
13 援助、助長・促進となる行為といえ、違法である。
14 4. ②について、被告側は、庫裏再建の目的は、墓地管理者でもあるA寺の住職
15 の管理行為や、村民のバのよりとしての相談役としてのA寺の住職の生活
16 基盤としての住居を確保するためのものであり、世俗宗教的意義を有するものとは
17 ないと言明する。
18 しかし、住居を確保するため、A寺の施設を再建する必要性は高くなり、助成金
19 によって建物を建てるといふ行為は、たとえば後の住居を賃貸しし、一時的な
20 住居支援を行うより、一般人の目から見て宗教性が強くなる。
21 また、墓地の管理についても、庫裏を再建しないと住職がA寺に通って管理を行うこと
22 ができなくなるわけではない。住職の住居を再建するという宗教性の強い外形
23 や、額が1000万円と自由高額のことに、それが必要費用の2分の1に相当することに

必要費の
4分の1

時間
切れ

10
5

(第 1 問)

1 考慮ありと、その目的が宗教的意義を有し、B村がA寺及びC宗を経済的に支
2 援助しているという印象を一般人に与えるという効果があるといえる。
3
4 レーバー2、④の助成も政教分離原則に反し違憲である。
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23